

令和 8 年第 2 回 新座市教育委員会 臨時会  
会 議 録

招 集 期 日	令和 8 年 3 月 1 1 日 午後 0 時 3 0 分	場 所	市役所第二庁舎 3 階教育長室			
開 閉 日 時 及 び 宣 告 者	令和 8 年 3 月 1 1 日 午後 0 時 3 0 分 開会	宣 告 者	金子 廣志			
	令和 8 年 3 月 1 1 日 午後 0 時 5 5 分 閉会	宣 告 者	金子 廣志			
教 育 長	金子 廣志					
委 員	議席番号	氏 名	出・欠			
	1	小 泉 哲 也	—			
	3	児 玉 裕 子	○			
出 席 職 員	議席番号	氏 名	出・欠			
	2	宮 瀧 交 二	—			
	4	荒 井 晃 子	○			
出 席 職 員	①教育総務部長	—	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	—	③教育総務課長	○
	④中央公民館長	—	⑤中央図書館長	—	⑥学校教育部長	—
	⑦学校教育部副部長兼教育支援課長	○	⑧学務課長	—	⑨教育相談センター室長	—
	事務局 教育総務課副課長 生田目、教育支援課専門員 仁平					
会議事件名	発 言 者	発 言 の 要 旨				
開会	教育長	令和 8 年第 2 回新座市教育委員会臨時会を開会する。 午後 0 時 3 0 分				
議案第 1 0 号	教育長	議案第 1 0 号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事案件につき、非公開としてよいか。 異議なし				
	委員 教育長	それでは、議案第 1 0 号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動」については、非公開とする。  (非公開)				
	教育長	議案第 1 0 号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、承認する。				
議案第 1 0 号	教育長	続いて、専決処分について、教育支援課長から報告願う。				
	教育支援課長	サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について報告する。 令和 8 年 4 月 1 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行される予定であり、改正法第 2 4 4 条の 6 第 1 項により、地方公共団体等は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じる義務が生じることになる。 既に情報セキュリティポリシーを策定している地方公共団体等では、既存の情報セキュリティ基本方針について、国の定める指針（案）を十分に踏まえて必要に応じて見直しを行ったものの策定をもって、セキュリティ確保方針に位置づけることが可能であるとされており、また、必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個のセキュリティ確保方針を定めることが				

	<p>教育長</p> <p>教育総務課副課長</p>	<p>非効率となるような場合に、一つのセキュリティ確保方針を複数の執行機関等において共同で策定するなど、運用上の工夫を行うことも可能である、とされた。</p> <p>現在、市長部局において策定済の基本方針の最新版は「新座市情報セキュリティ基本方針第4.0版（令和7年4月16日施行）」である。これに対し、以上のような国の指針を受け、地方公共団体等が定めるべき項目を全て満たし、た「新座市情報セキュリティ基本方針第5.0版」に係る案が市長部局から示され、共同策定するかどうかについて意思決定を求められた。</p> <p>共同策定に係る提案を受け入れた場合、「新座市情報セキュリティ基本方針」の適用範囲に議会事務局及び議員、教育委員会を含む各行政委員会事務局及び委員、小・中学校の教員なども含められ、基本方針が市として1つに統一されることとなる。</p> <p>これまで市長部局が策定していた基本方針では、小・中学校の教員は対象に含まれていなかったため、教育委員会が独自に「新座市立小・中学校情報セキュリティ基本方針」を策定していたが、今回の改正の内容は文部科学省が作成した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の方向性にも合致するものであるため、現行の方針を廃止し、共同策定することについて2月27日に専決処分したものである。</p> <p>今後の予定であるが、本日、委員の皆様の基本方針（案）について御説明させていただき、各部長が委員となっている情報セキュリティ委員会で審議したのち、市長決裁を経て決定することになる。</p> <p>なお、今回の改正で教育委員の皆様も対象となるので年に1回程度、研修をお願いすることになる見込みであるが、その他の点について大きな変更はない。</p> <p>質疑等あるか。</p> <p>何のため方針を策定するのか、今まであったものとの違いについて説明を求める。これまでも各市町村で作成することになっていたのではないのか。</p> <p>法律が変わり義務付けられたということである。</p> <p>これまでも市は方針を策定していたが、小・中学校の教員が含まれていなかったため、小・中学校の教員向けの方針は教育委員会独自で策定していた。</p> <p>今回の法改正を受け市が策定案としたものは、小・中学校の教員、行政委員を含むものとなっている。このため、これまでの独自の方針は廃止し、共同策定することとしたものであり、今後は統一された方針に基づき事務を進めることになる。</p> <p>また、委員の皆様の研修であるが、年に1回程度資料を配布させていただくか、オンラインで動画を視聴していただくことを想定しているが、詳細については決定し</p>
--	----------------------------	---

閉会	<p>教育長 教育支援課専門員</p> <p>教育長 委員</p>	<p>ていない。</p> <p>ウィルス対策の方針ということでよいか。 大きく捉えればそのようなことになる。サイバーセキュリティを強化するのは世界的な潮流である。自治体においてはこれまで行政職員だけを対象としていたが、その対象範囲を広げ、市として一本化した方針を策定しようというのが今回の趣旨である。</p> <p>本方針に基づいて具体的な対策基準を策定することになるが、基準についてはこれまで通り、教育委員会独自のものを策定し、時代に合わせアップデートしていく予定である。</p> <p>他に質疑はあるか。 なし</p> <p>これをもって、令和8年第2回新座市教育委員会臨時会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">午後0時55分</p>
----	---	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記